

議案第3号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会への諮問について、別紙のとおり議決を求めます。

平成27年12月24日

鳥取県教育委員会教育長 山本仁志

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成27年12月24日

鳥取県教育委員会
委員長 中島 諒人

記

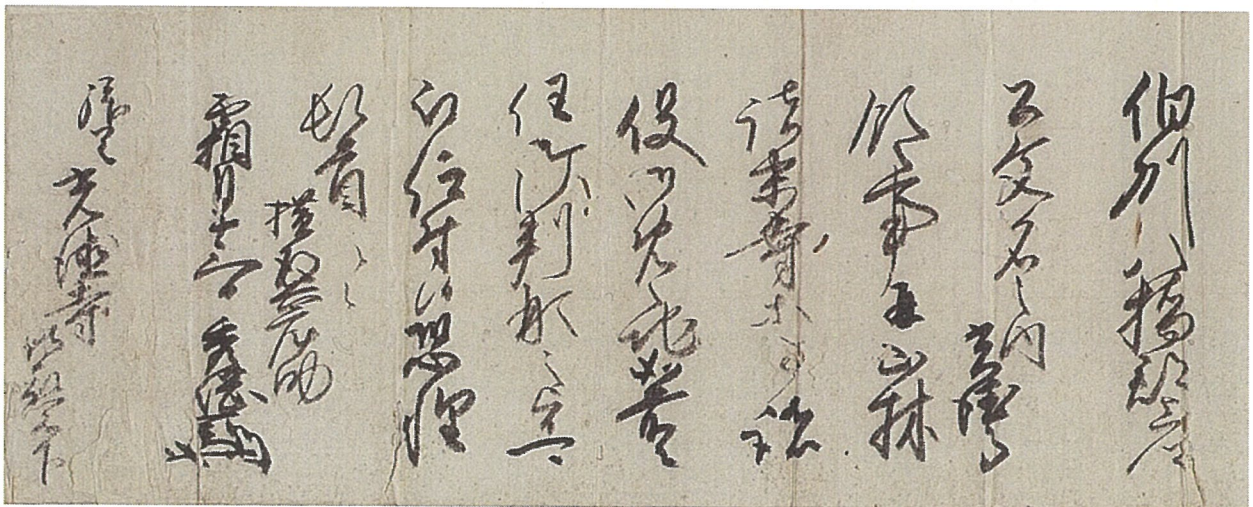
- 1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく次の保護文化財の指定について

保護文化財 「光徳寺文書」 (琴浦町)

光徳寺文書は、曹洞宗^{きふくざん}亀福山光徳寺(琴浦町)の伝来文書である。

光徳寺は、洗川^{あらいがわ}右岸丘陵に位置し、永享元年(1429)に退休寺^{たいきゅうじ}(大山町)^{さんせいむよくうえん}三世無余空円が、既存の天台宗寺院を現在地に移転し、曹洞宗に改宗したと伝えられている。出雲尼子氏との結びつきの深さを物語る伝承が残されている点に、大きな特徴がある。

このたび文化財指定候補として諮問する古文書は、光徳寺伝来の中世文書10点である。光徳寺には、良質な出雲尼子氏関係史料が残されている。なかでも永禄12年(1569)11月13日尼子勝久安堵状は、雁皮を用いた大判の料紙であり、右筆の手も優れている。県内の一ヶ所に伝来した中世文書としては点数も多く、とりわけ戦国時代の伯耆国にさまざまな影響をおよぼした出雲尼子氏関係の史料群としても貴重である。



尼子勝久安堵状

2 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく次の保護文化財の指定について

保護文化財 「五百羅漢図」 (倉吉市)

本資料は定光寺(倉吉市)に残る、百幅対の五百羅漢図である。

五百羅漢とは、釈迦亡き後にその教えを護持するため涅槃にはいることなくこの世にとどまる聖僧で、出典には諸説があるが、一般的には第一回仏典結集に参集した五百人を指す。五百羅漢図は中国のそれにならって中世以降の日本で制作され、とくに18世紀に流行した。

倉吉市新町の紺屋で、大坂にて橘保国(1715~92)の門弟となり絵画を学んだと伝えられる吉田保水(1719~92)の筆であり、寛政2年(1790)に保水が定光寺に寄進した記録がある。

保水のように倉吉で作画、寄進を行うという活動は、当時の倉吉における町人の文雅の営み、画事と信仰との関わり、都鄙の交流といった文化活動を知ることとなり、さらに、18世紀の百幅対が完存する五百羅漢図の例として非常に貴重である。



第 2 章 県指定保護文化財

（指定）

第 4 条 教育委員会は、有形文化財（法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたものを除く。）のうち県にとって重要なものを鳥取県指定保護文化財（以下「県指定保護文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しないときは、この限りでない。

3 第 1 項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、当該県指定保護文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 第 1 項の規定による指定は、前項の規定による告示があった日からその効力を生ずる。

5 第 1 項の規定による指定をしたときは、教育委員会は、当該県指定保護文化財の所有権に指定書を交付しなければならない。

第 8 章 雑則

（鳥取県文化財保護審議会への諮問）

第 44 条 教育委員会は、第 4 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 25 条第 1 項、第 30 条第 1 項及び第 31 条の 2 第 1 項の規定による指定、第 5 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 26 条第 1 項、第 31 条第 1 項及び第 31 条の 3 第 1 項の規定による指定の解除、第 19 条第 2 項及び第 4 項（第 39 条第 4 項で準用する場合を含む。）並びに第 39 条第 2 項の規定による認定、第 20 条第 2 項及び第 40 条第 2 項の規定による認定の解除、第 29 条第 1 項の規定による選択、第 35 条の 2 第 1 項、第 36 条第 1 項及び第 39 条第 1 項の規定による選定並びに第 35 条の 3 第 1 項、第 37 条第 1 項及び第 40 条第 1 項の規定による選定の解除をしようとするときは、あらかじめ、鳥取県文化財保護審議会の意見を聴かななければならない。（昭 50 条例 40・追加、平 18 条例 38・一部改正）